

大学史紀要第九号 (二〇〇四)

大学史ノート

宮城浩蔵の法学士号（リヨン大学）取得論文

村 上 一 博

明治法律学校の創立者三人、岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操のうち、研究のもっとも進んでいるのは宮城であろう。二〇〇二年には、天童市で、彼の生誕百五十年を記念して、胸像が建立され、記念誌『明治大学創立者 宮城浩蔵―国と地域をかける―』（明大校友会山形県支部）も出版されている。しかし、「東洋のオルトラン」と評された彼の法（とくに刑法）理論の学説史上の位置づけやその形成過程、これと関連するフランス留学時代の勉強については、今なお不明な点が多い。

宮城が、司法省法学校の修了に際して、ボワソナードの推薦と斡旋によってパリ大学に入学した経緯については、すでに先学によって明らかとなっているが、その後、宮城は、パリ大学をへて、さらにリヨン大学にも学んだと言われながら、それを証明する資料は確認されていなかった。第一回帝国議会選挙にむけて編纂された撰提子編『帝国議會議員候補者列伝』（明治三三年四月刊）が、「君ノ仏蘭西ニアルヤ、パリ

及ヒリオンノ大学に入りテ法律行政々治学ノ三科ヲ修ム。留マルコト四年。欧洲政体ノ異同ヲ觀察シ、殊ニ二仏国政海ノ動搖變遷ニ注意シ、時ニ政治家ヲ叩キテ政理ノ深蘊ヲ探グルヲ以テ常トス。…十三年六月、リオン大学ヲ卒業シ、三仏蘭西法律学士ノ学位ヲ得テ帰朝シ…」と記して以来、ほとんどの評伝類がこの記述を踏襲してきたのである。

ようやく一九九四年に、パリの国立古文書館で宮城の学籍記録が発見され、パリ大学時代の勉学の足跡が迎れるようになった。^①この記録によると、第一回の受講登録は一八七六年一月一五日であり、第二回登録（一八七七年一月二日）以降も順調に勉学を重ねて、得業士第一回試験に及第しているが（八月二日）、第七回登録（一八七八年七月二四日）から第八回（一八七九年一月一五日）まで約半年の空白期間がある。^②その後は、得業士第二回試験及第（二月一九日）、第九回登録（四月一九日）、法学士第一回試験及第（七月二四日）、第一〇回登録（二月五日）と再び順調に勉学を続けているが、最終的に卒業（法学士号取得）に至るのに必要な、第一一・一二回登録と法学士第二回試験および法学士号取得試験の記載が欠落している。このことから、おそらくは、宮城は、第一一回登録から（一八八〇年一月からであろう）リヨン大学に転学し、前掲の評伝が記しているように、六月に卒業・帰国したのであるかと推測されたのである。^{③④}

昨年に至って、パリの国立図書館（Tolbiac分館）の蔵書中に、Kanzô MYAKIが、Le 24 Avril 1880に、リヨン大学法学部（Faculté de droit de Lyon）に提出した法学士号取得論文（Thèse pour la licence en droit）が発見された。^⑤審査にあたっては、学部長（doyen）のCAILLEMER Expère（民法）が主査を、MABIRE（民法）、THALLER（商法）、AUDIBERT（ローマ法）の三人が副査を務めている。ケルメールは、リヨン大学法学部の創立（一八七五年）に関与し、初代学部長として一九〇九年まで三三年間その職にあり、草創期のリヨン大学法学部を代表する法学者として知られている。^⑥

UNIVERSITÉ DE FRANCE - FACULTÉ DE DROIT DE LYON

THÈSE POUR LA LICENCE

SOUTENUE

DEVANT LA FACULTÉ DE DROIT DE LYON

Le 24 Avril 1880

PAR

Kauzô MYAKI



LYON

IMPRIMERIE MOUGIN-RUSAND

3, Rue Stella, 3

1880

8:1
4.
(4538)





旧リヨン大学法学部

論文は、全五三頁、ローマ法とフランス民法に関する二編から構成されており、前者は、所有者の譲渡権、後者は委任をテーマとしている。内容の詳細については別稿に譲るが、注目すべきは、ローマ法の論文は、ラテン語での執筆が通例であったにもかかわらず、宮城の場合にはフランス語で作成されており、「文部大臣が大学規則に反して」(par dérogation aux règlements universitaires) 宮城にそれを認めた旨の釈明がとくに注記されている点である。断定はできないけれども、この異例とも言える特別な計らいが、宮城をリヨン大学へ転学させた理由であったかもしれない。

ともあれ、リヨン大学時代の学籍記録はまだ発見されていないが、右の論文によって、宮城がリヨン大学法学部を卒業（法学士号取得）したことはほぼ確実となった。この論文の内容を検討することで、彼の民法理解の一端が明らかとなろう。今後さらに、先の評伝に記されていた行政・政治学をはじめ、法律学の全般とありわけ刑法の勉学についての説明が待たれるところである。

注

- (1) 中村義幸「パリ法科大学における宮城浩蔵の留学生活」『明治大学史紀要』第一二号、一九九四年。なお、登録などの年月日については、数カ所、訂正を加えた。また、パリでの宮城の下宿について、村上博「岸本辰雄・宮城浩蔵のバリ下宿」『明治大学学園だより』第三二六号、二〇〇四年一月、参照。
- (2) この空白期間は、病氣療養のためである。そこで、宮城の場合、留学当初に予定されていた三年の留学期間では卒業の見込みがなくなったため、一八七九年三月に、一年間の延長を司法省に申請している(申請書は岸本・宮城・小倉久の連名である)。もっとも、延長申請の表向きの理由は「彼国勸解裁判所ヨリ初審重罪破毀等ニ至ル迄實際ヲ經歷シテ篤ト為取調度」であり、リヨン大学への転学については、触れられていない。
- (3) 宮城が帰国したのは、一八八〇年六月二十八日である。
- (4) 第一一回登録から法学士号取得試験まで、同期に入学した岸本が七ヶ月を要したのに対して、宮城は四ヶ月弱で乗り切ったことになる。もっとも、前年に入学した磯部四郎の場合、一八七八年五月八日～八月六日とわずか三ヶ月しか要していないから、四ヶ月弱あれば学位取得は十分に可能であった(村上博「磯部四郎のパリ大学法学部学籍簿」『法史学研究会会報』第八号、二〇〇三年九月)。
- (5) Kazuhiro MURAKAMI, *La Thèse pour la Licence en droit (Faculté de droit de Lyon) par M. Kazuzô MYAKI, Mémoires*, *Law Journal* vol. 11, 2004.
- (6) 著者不明『Études sur les antiquités juridiques d'Athènes, 1880; L'enseignement du droit à Lyon avant 1875, 1900. などがある。